

指定介護老人福祉施設長  
介護老人保健施設長  
介護医療院長  
指定短期入所生活介護事業所長

様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

令和8年度ユニットケア研修（施設管理者・ユニットリーダー研修）の実施について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進については、日頃、格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、入居者の尊厳を重視したケアの実現に向けてユニットケアの推進を図っており、「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について（令和6年3月29日付老高発0329第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、鳥取県ユニットケア研修を別紙のとおり一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会（以下「推進協」という。）に委託し実施することとしています。

については、受講を希望する職員がある場合は、推進協のオンライン受講申込システムによりお申込みください。

なお、受講者の決定、研修日程及び実地研修施設等については、当該研修の委託先である推進協が調整を行いますので御了承ください。

（担当：介護保険・施設担当 西尾 電話：0857-26-7175）

記

1 実施する研修

（1）施設管理者研修

（2）ユニットリーダー研修

※詳細は募集要項を参照してください。

2 募集要項

下記アドレスからダウンロードしてください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/153900.htm>（長寿社会課ホームページ）

とりネット→福祉保健部→ささえあい福祉局→長寿社会課→ユニットケア研修・介護職員合宿研修

3 費用負担

全額受講者負担

4 申込方法

受講を希望する施設が、直接オンライン受講申込システムにより申込みしてください。

5 注意事項等

（1）令和6年4月から施設管理者に対し、施設管理者研修の受講が努力義務となっています。

（2）ユニットリーダー研修修了者は施設に最低2名配置することが求められています。

（3）令和6年度末でコロナ特例が廃止され、ユニットリーダー研修の実地研修が再度義務化されています。コロナ特例により実地研修が未修了の方は早急に実地研修を修了する必要があります。

（4）令和8年度研修から本県のあかねの郷がユニットリーダー研修の実地研修施設に指定され、県内で研修を完結することが可能になりました。